

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課																									
件 名	犬山市民健康館情報コーナー等撤去工事																									
契 約 内 容	犬山市民健康館での新型コロナウイルスワクチン接種数増加に伴い、接種会場スペースを確保するため、犬山市民健康館に設置されている情報コーナーな休憩所を撤去し、タイルカーペットの張替等を行う。																									
契 約 期 間	令和3年6月9日～令和3年6月18日																									
契 約 締 結 日	令和3年6月9日																									
契 約 相 手 方	大竹建築有限会社																									
契 約 金 額	647,900円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>          集団接種会場となる犬山市民健康館で集団接種を実施しているが、1日あたりの接種者数拡大を図っていく中で、会場が3密状態になることを防ぎつつ迅速な接種を進めていくためには、より広いスペースを会場に確保する必要があることが判明した。そのため、ロビースペースにある情報コーナーブースや休憩所の撤去工事を行うもので、次回接種に間に合うよう早急に工事を行う必要があることから、緊急を要し競争入札に付すことができないため。          なお、この工事は新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として実施するものである。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>          施設状況の把握や打合せ、部品等の調達など一連の作業を含め工事を迅速に行う必要があることから、過去に犬山市民健康館での工事を多数請け負ったことがある大竹建築有限会社を選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先      健康推進課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康推進課	
件 名	新型コロナワクチン保管用冷凍庫専用コンセント設備増設工事	
契 約 内 容	新型コロナワクチン保管用冷凍庫専用回路を新設し、コンセントを専用冷蔵庫のスペック(30~50A)に対応させる。 ・点検口の設置 ・分電盤の追加 ・専用回路(コンセント)を3つ新設	
契 約 期 間	令和3年4月8日~令和3年4月11日	
契 約 締 結 日	令和3年4月8日	
契 約 相 手 方	安田電業株式会社	
契 約 金 額	434,500円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ○ 第1号 少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く)) 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p><b>【随意契約の理由】</b>                  新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業として、ワクチンを規定の温度で保管するために専用の冷凍庫の設置必要になる。冷凍庫をつなぐ条件は、専用回路であることと、稼働時に30Aの電圧が必要になり、それに耐えることのできるブレーカーを備えていることとなる。現在の保健センターのブレーカーは20Aとなり、冷凍庫起動時に必要になるAを確保できないため、早急に工事を行う必要があることから、緊急を要し、競争入札に付することができないため。</p> <p><b>【業者選定の理由】</b>                  ワクチン保管のためには電気工事は早急に行わなくてはならない。必要となる部品等の調達及び工程等工事に関する打ち合わせについても迅速に行う必要があり、過去にも市の大規模な電気工事を請け負ったことのある事などを総合的に判断し、安田電業株式会社を選定した。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康推進課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	白山浄水場ろ過池制御盤修繕	
契 約 内 容	ろ過池制御盤（アクセレーター流量調節弁用）が故障した為、修繕を実施する。	
契 約 期 間	令和3年4月21日から令和3年7月16日	
契 約 締 結 日	令和3年4月21日	
契 約 相 手 方	東洋産業（株）名古屋営業所	
契 約 金 額	416,900円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	ろ過池制御盤（アクセレーター流量調節弁用）が故障した為、修繕が必要である。 修繕対象である制御回路は東洋産業（株）名古屋営業所が構築したものであり、製造元である同業者の他に当該回路の修繕を施行出来る業者がない為、上記根拠規定に基づき随意契約とする。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕	
契 約 内 容	水管橋が破損し、漏水が発生している。高所作業車にて水管橋の修繕を行う。	
契 約 期 間	令和3年5月27日から令和3年6月23日	
契 約 締 結 日	令和3年5月27日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	594,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	水管橋から漏水しており、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	白山浄水場 2号ろ過池流量調整弁減速機取替工事																									
契 約 内 容	現在、白山浄水場で使用している2号ろ過池流量調整弁が、令和3年2月25日に電動操作機からの誤信号により故障し、正常に動作しないため、故障箇所(減速機)の取替えを行うもの。																									
契 約 期 間	令和3年6月2日から令和3年10月29日まで																									
契 約 締 結 日	令和3年6月1日																									
契 約 相 手 方	株式会社 前澤エンジニアリングサービス 名古屋営業所																									
契 約 金 額	715,000円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本工事は、部材の調達や取替整備に製造メーカー独自のノウハウが必要であるため、流量調整弁のメーカーである(株)前澤工業のメンテナンス部門を担っている(株)前澤エンジニアリングサービスと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先

都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	配水管漏水修繕	
契 約 内 容	配水管が破損し、道路で漏水が発生しているため、道路を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和 3年 6月 3日から令和 3年6月17日	
契 約 締 結 日	令和3年6月3日	
契 約 相 手 方	小島施設(株)	
契 約 金 額	443,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	配水管から漏水しており、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。そういった状況の中で、迅速に修繕を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	松本町三丁目不断水弁設置工事	
契 約 内 容	水管橋が破損し、漏水が発生している。この漏水修繕を行うにあたり、水を止める必要があるため不断水仕切弁を設置する。	
契 約 期 間	令和 3年5月14日から令和 3年6月28日	
契 約 締 結 日	令和 3年5月14日	
契 約 相 手 方	(株)水野設備	
契 約 金 額	1,126,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	水管橋が破損し、漏水が発生しており、一刻も早い修繕が必要であった。この漏水修繕を行うには、水を止める必要があるため不断水仕切弁を設置する。そういった状況の中で、迅速に工事を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	北白山平不断水弁設置工事	
契 約 内 容	給水管付近において漏水が発生し、道路の陥没等による事故を防止するため、一刻も早い修繕が必要であった。安全かつ早期にこの漏水修繕を行うには配水管の水を止める必要があるため不断水仕切弁を設置する。	
契 約 期 間	令和 3年5月14日から令和 3年6月28日	
契 約 締 結 日	令和 3年5月14日	
契 約 相 手 方	(有)松浦設備	
契 約 金 額	2,893,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	○ 第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	給水管付近において漏水が発生しており、周辺の地盤の陥没も発生していたため、一刻も早い修繕が必要であった。この漏水修繕を行うには配水管の止水が必要であり、不断水仕切弁を設置する。そういった状況の中で、迅速に工事を実施できる業者を選定したものである。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課



## 随意契約に関する調書（公表）

所 管 課 名	都市整備部 水道課	
件 名	給水装置修繕	
契 約 内 容	羽黒堂ヶ洞地内の給水管が破損し、道路内で漏水が発生しているため、道路内を掘削して行う配水管の修繕。	
契 約 期 間	令和3年6月24日から令和3年9月13日	
契 約 締 結 日	令和3年6月24日	
契 約 相 手 方	美乃又住宅設備（資）	
契 約 金 額	554,400円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	道路内から漏水しており、一刻も早い修繕工事が必要であった。そういった状況の中で、迅速かつ適切な修繕工事を実施できる業者を選定したものであり、かつ予定価格が契約規則第24条別表に定める金額である。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課																									
件 名	都市美化センター1号炉・2号炉燃焼及び後燃焼ストーカ火格子交換整備工事																									
契 約 内 容	都市美化センター1号炉・2号炉の燃焼及び後燃焼ストーカに設置した火格子の交換及び整備																									
契 約 期 間	R3.6.8～R3.8.2																									
契 約 締 結 日	R3.6.7																									
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研																									
契 約 金 額	2,618,000円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>都市美化センター1号炉・2号炉の燃焼及び後燃焼ストーカは、株式会社 川崎技研が設計・製作・施工した設備であり、交換を実施する火格子は、株式会社 川崎技研が自社製のストーカ用に専用に設計した部品であり、株式会社 川崎技研を意匠権者とした意匠登録がなされている。</p> <p>火格子は、過酷な環境下で使用されるため、耐熱性や耐摩耗性などの耐久性能の高さが要求される部品であるが、耐久性能の優劣はメーカーが長年培ったノウハウによって独自に確立した製造過程における添加材の割合等に大きく依存するため、既設部品と同一性能の火格子を他事業者が製造し調達することは非常に困難である等の理由により、株式会社 川崎技研製の火格子を使用することを推奨する旨、都市美化センター施設更新技術支援業務委託の受注者である第三者機関から意見があった。</p> <p>加えて、本工事の施工に関しても、火格子取付けの際の火格子間の隙間等の微妙な調整が必須となるため、工事施工後の安定稼働の観点から、1号炉・2号炉の燃焼及び後燃焼ストーカ的设计・製作・施工を行った株式会社 川崎技研が施工することを推奨する旨、都市美化センター施設更新技術支援業務委託の受注者である第三者機関から意見があった。</p> <p>上記の理由により本工事の契約相手方として株式会社 川崎技研を選定した。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	環境課	
件 名	都市美化センター焼却施設ごみクレーン巻上ブレーキ等交換整備工事	
契 約 内 容	都市美化センター焼却施設ごみクレーンの巻上ブレーキ本体及び巻上ブレーキ用ドラムの交換整備工事	
契 約 期 間	R3. 6. 15～R3. 7. 15	
契 約 締 結 日	R3. 6. 14	
契 約 相 手 方	株式会社 川崎技研	
契 約 金 額	770,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="checkbox"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="checkbox"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="checkbox"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="checkbox"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="checkbox"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="checkbox"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="checkbox"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	都市美化センター運転管理等委託の業務内容には、ごみクレーンの定期点検（2回/年）が含まれており、本年度も6月に運転管理等委託の受注者である、株式会社 川崎技研が6ヶ月点検を実施する予定である。 ごみクレーンの定期点検の実施者である、株式会社 川崎技研が6ヶ月点検と合わせて本整備工事を実施する場合、焼却施設の停止期間の短縮、工事費の削減等の効果が期待できると判断されるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 環境課